

No.	市町村名	実施	不妊治療	特定不妊治療	助成開始	助成対象治療	助成額(1年度)	助成期間	所得制限	滞納の有無	居住年数	備考
参考	山梨県	実施	×	○	H16.4.1:特定不妊治療 H27.8.1:男性不妊治療 H27.4.1:不育症	・特定不妊治療(体外受精又は顕微授精) ・男性不妊治療(特定不妊治療の一環として行われる手術) ・不育症治療(ヘパリンを主とした治療等。保険適用・適用外問わず)	年度の制限無し。 ・15万円を上限(凍結胚移植のみ又は採卵までで止まった場合は7万5千円、初回申請は30万円)。 ・男性不妊治療を行った場合は15万円を上限に上乗せ。 ・不育症治療は自己負担した治療費の2分の1。	助成期間の規定は無し。 ・不妊治療は通算6回(妻の治療開始時の年齢が40~42歳の場合は3回) ・不育症治療は回数上限なし	夫婦の合計所得が730万円未満	規定無し	年数規定は無し。夫婦の一方又は双方が申請時に県内に住所を有していること。	・治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。(不妊) ・他都道府県、指定都市、中核市で助成を受けている場合は回数を通算する。(不妊) ・他の事業により助成を受けている場合は、治療費からその助成額を除いた額を限度とする。(不妊/不育) ・高額療養費及び保険者からの附加給付等がある場合は、これを控除する。(不育)
1	甲府市	実施	×	○	H20.4.1特定不妊治療 H30.4.1不育症治療	・特定不妊治療(体外受精又は顕微授精) ・不育症治療(ヘパリンを主とした治療等。保険適用・適用外問わず)	・治療に要した自己負担額(保険診療外の費用に限る)の2分の1の額、10万円を限度とする。 ・不育症治療は自己負担した治療費の2分の1。	なし 通算6回(初回助成開始時の妻の年齢が40歳以上の場合には3回)以内 ・不育症治療は回数上限なし	夫婦の合計所得が730万円未満	市税等を滞納していない夫婦	申請時に1年以上継続して市内に住所がある夫婦(夫婦のどちらか可)	・他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額を対象とする。(不妊/不育) ・高額療養費及び保険者からの附加給付等がある場合は、これを控除する。(不育)
2	甲斐市	実施	×	○	H18.4.1	特定不妊治療(体外受精又は顕微授精)	1回につき10万円を上限。	助成期間:なし 助成回数:通算6回(初回助成の治療開始時の妻の年齢が40歳以上の場合には3回)以内。 ただし、治療開始時の妻の年齢が43歳以上の場合には対象外。	夫婦の合計所得が730万円未満	市税を滞納していない夫婦	1年以上	他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額を限度とする。
3	中央市	実施	○	○	H19.4.1 H27.4.1:男性不妊治療 H29.4.1:一般不妊治療	・一般・特定不妊治療 ・男性不妊治療(不妊治療に至る過程の一環として行われる手術)	1年度2回。医療費の自己負担額の2分の1で1回の治療につき10万円を限度。(男性不妊治療に要した医療費の自己負担額の2分の1で1回の治療につき限度額5万円を上乗せする。)	通算5年間	なし	市税等を滞納していないこと	申請日において、夫婦のどちらかが1年以上住民であること	他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額を対象とする。
4	昭和町	実施	×	○	H19.7.1	特定不妊治療(体外受精又は顕微授精)	1年度、10万円を上限	通算3年間	なし	町税等の滞納がないこと	夫婦のどちらかが1年以上住民であること	他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額に基づき10万円を限度とする。
5	韭崎市	実施	○	○	H16.4.1:特定不妊治療 H28.4.1:一般・男性不妊治療	・特定不妊治療(体外受精又は顕微授精) ・一般不妊治療 ・男性不妊治療(特定不妊治療に至る過程の一環として行われる手術)	特定不妊治療・一般不妊治療:1年度内に20万円まで 男性不妊治療:1年度内に5万円まで	通算5年間	夫婦の合計所得が730万円未満	市税等を滞納していないこと	継続して1年以上居住	各種保険法、国又は地方公共団体が負担する額を対象費用から控除する。
6	南アルプス市	実施	○	○	H17.4.1	不妊治療	一年度の制限なし。治療に要した費用の自己負担額の2分の1で10万円を上限	期限なく通算5回まで	なし	市税等を滞納していない方	市内に1年以上住所がある方	医療保険や他の制度により給付金を受けた場合は、治療費自己負担額からその助成額を除いた額の2分の1を助成。
7	北杜市	実施	×	○	H18.4.1 H28.4.1改正	特定不妊治療(体外受精、顕微授精)	1回の治療費の自己負担額に2分の1を乗じた額で10万円を上限	通算6回(但し、妻の年齢が40歳以上43歳未満の場合は通算3回) 期間制限なし	夫婦の合計所得が730万円未満	有(市税を滞納していないこと)	市内に1年以上住所がある方	・対象年齢は、助成に係る治療初診日における妻の年齢が43歳未満であること ・他の助成で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額に2分の1を乗じた額で10万円を限度とする。
8	山梨市	実施	○	○	H20.4.1	不妊治療全般	・住民税非課税世帯および所得割非課税世帯の助成額が2分の1から3分の2に改正(限度額は同じ15万円) ・助成の対象となる治療の期間は、申請する年度およびその前年度に行った治療が対象。	1年度1回とし、通算7年間	なし	有	1年以上戸籍上の夫婦として住民票を有する	他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額を対象とする。
9	笛吹市	実施	○	○	H19.4.1	不妊治療全般	1年度2回、1回につき10万円を上限	通算5年間	なし	あり	夫婦として1年以上	不妊治療費の自己負担金(他から給付を受けた場合はその額を控除する)の2分の1を助成。H21年4月1日から助成回数を年度2回に増加。
10	甲州市	実施	○	○	H18.4.1	不妊治療	治療に要した自己負担額の2分の1とし上限15万円	通算6回(平成30年4月1日受付分より妻の初回診療年齢が43歳未満であること) 期間制限なし	なし	有(市税等を滞納していないこと)	夫婦のいずれかが継続して1年以上住所を有する	医療保険各法や制度による療養費の給付を受けた場合は、その額を控除した額の2分の1が上限15万円を支給する。
11	市川三郷町	実施	○	○	H20.4.1	不妊症と診断された不妊治療	1年度1回、自己負担額の2分の1とし、20万円を上限	通算5年間	なし	町税等を滞納していないこと	申請前1年以上継続して住所を有し、居住している者	他の制度による療養費の給付を受けたときは、その受けた額を控除した額とする。
12	早川町	未実施	×	×								
13	身延町	実施	○	○	H21.4.1	不妊治療費全般	1年度1回、自己負担額の3分の2とし、40万円を上限	通算6回	なし	夫婦共に町民税等の滞納がないこと	夫婦共に申請日前1年以上前から引き続き町内に居住	医療保険各法や他の制度により給付を受けた場合はその額を控除し、控除後の額に3分の2を乗じて得た額とする。

14	南部町	実施	○	○	H21.4	不妊治療(全般)	自己負担額の2分の1、年間20万円を限度額とし1年度1回	通算5年間	なし	夫婦ともに町民税等の滞納がないこと	申請日から1年以上前から引き続いて南部町内に居住	夫婦間の治療に限る。代理出産、第3者からの精子、卵芽の治療は不可。各種保険法、国又は地方公共団体が負担する額を対象費用から控除する。
15	富士川町	実施	○	○	H20.4.1	不妊治療	1年度1回、自己負担額の2分の1とし、20万円を上限	通算5年間	なし	なし	夫婦が共に申請前1年以上継続して住所があること	他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額を限度とする。
16	富士吉田市	実施	○	○	H21.4.1	一般・特定不妊治療	1年度2回、1回につき10万円を上限	通算10回(1年度に2回まで申請可)	なし	有(市税完納)	1年以上居住	他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額に2分の1を乗じて得た額とする。
17	都留市	実施	○	○	H21.4.1:特定 H28.4.1:一般	特定不妊治療(体外受精又は顕微授精)一般(直接要した費用)	特定不妊(1回につき15万円を上限) 一般不妊(1年につき10万円を上限)	特定不妊(県の事業に準ずる)一般不妊通算5年間	特定;夫婦の合計所得が730万円未満 一般;なし	あり	1年以上	申請時には県の助成事業の決定通知が必要。県の助成事業の対象となる治療に対して、助成。他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額を限度とする。
18	大月市	実施	○	○	H16.4.1	不妊治療	1年度30万円を限度	なし	なし	市税など滞納していないこと	1年以上戸籍上の夫婦として住民票を有すること	他の助成事業で給付を受けたまたは、受けられる場合は、その額を控除した額とする。
19	上野原市	実施	○	○	H22.4.1:特定 H24.4.1:一般 H28.4.1:不育症	不妊治療 不育症治療	特定:1年度2回まで、1回につき10万円を上限 一般:1年度1回まで、1回につき10万円を上限 不育症:1回の妊娠期間の治療につき1回、1回につき10万円を上限	不妊治療:通算5年間 不育症:制限なし	夫婦の合計所得が730万円未満	市税等を滞納していないこと	治療日現在と申請日現在において夫婦のいずれかが市に居住していること	他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額を限度とする。
20	道志村	実施	○	○	H23.4.1	一般・特定不妊治療	1年度2回、1回につき10万円を上限	通算5年間	なし	有(村税完納)	1年以上居住	他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額に基づき10万円を限度とする。
21	西桂町	実施	○	○	H28.4	第1子又は第2子を対象とした不妊治療(医師の診断に基づき、やむを得ず不妊治療が中断された場合を含む。)	山梨県助成金の当該額を控除した額の2分の1の額(限度額は1回につき20万円。年1回のみ) 男性不妊治療の経費に対しては、10万円を限度額とする。	5年	なし	夫婦が町税等を滞納していないこと。	申請を行う日の1年以上前から夫婦が西桂町内に居住	
22	忍野村	実施	○	○	H25.4.1	不妊治療	1年度に1回・1回につき10万円上限	年度1回かつ5回を限度	なし	有	夫婦のどちらかが1年以上居住	他の制度による助成を受けた場合は、その受けた額を控除した額を対象とする。
23	山中湖村	実施	○	○	H27.4.1	不妊治療	1年度に1回・1回につき20万円上限	通算5年間	なし	有(夫婦が村税等を滞納していないこと)	申請を行う日の1年以上前から夫婦が居住	要綱制定は、H27.6.12だが、経過措置によりH27.4.1から助成金の交付対象
24	鳴沢村	実施	○	○	H28.4.1	一般・特定不妊治療	1年度に1回・1回につき20万円上限	通算5年間	なし	村税等を滞納していないこと。	夫又は妻が不妊治療を受ける1年以上前から村内に居住していること。	他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額に2分の1を乗じて得た額とする。
25	富士河口湖町	実施	○	○	H25.4.1:開始 H28.4.1:改正	・不妊治療(一般・特定) ・男性不妊治療(特定不妊治療にいたる過程の一環として行われる手術) ・不育症治療	・不妊治療 1年度1回、自己負担額の1/2 上限150,000円 ・男性不妊治療 1年度1回、自己負担額の1/2上限75,000円 ・不育症治療 1回の妊娠期間につき1回、自己負担額の1/2上限150,000円	通算5年間	なし	有(夫婦共に町税等を滞納していないこと)	申請日の1年以上前から夫婦のどちらかが町に住所がある方	他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額に2分の1を乗じて得た額とする。
26	小菅村	実施	○	○	H29.1.1~	不妊治療	1年度に1回、1回につき10万円を上限(通算5回)	通算5年間	なし	なし	申請書の提出日において1年以上前から夫婦が村内に居住し、住所を有している方	他の助成事業で給付を受けた場合は治療費からその助成額を除いた額を限度とする
27	丹波山村	実施	○	○	H28.4.1	不妊治療	1年度1回、1回につき10万円を上限	通算5年間	なし	村税等を滞納していない夫婦	申請日の1年以上前から村内居住し、住民票を有する夫婦	医療保険各法や他の制度により給付を受けた場合は、治療費からその額を控除した額の2分の1の額とする。

